

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

原告準備書面(18)

(3号請求に関する主張)

2008(平成20)年 月 日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

訴訟復代理人

弁護士 西 島 和

本書面では、3号請求（東京都水道事業管理者が国土交通大臣に対しハツ場ダム使用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実の違法確認請求）について、「ダム使用権設定予定者の地位」が、住民訴訟の対象となる「財産」であり、上記違法確認請求が適法であることを、補充して主張する。

1 被告らの主張

被告らは、「ダム使用権設定予定者の地位」は、地方自治法237条1項の「財産」に該当せず、3号請求は不適法と主張している（17年2月16日付け答弁書3頁1以下、17年4月20日付け被告準備書面（1）5頁3以下）

2 原告らの反論

被告らの上記主張に対し、原告らは、17年4月20日付け準備書面（1）の1で、要旨、以下のとおり反論した。

（1）「財産」であること

「ダム使用権設定予定者の地位」は、「出資による権利」（地方自治法238条1項7号）類似の財産として「公有財産」に該当し、同法237条1項の「財産」であり、かかる財産に関する設定申請の取下げは、財産管理行為である。

（2）作為義務違反の不作为（利水上の必要等がないのに、ダム使用権設定申請の取下げ権を行使しないこと）は、違法に、財産の管理を怠る事実である。

3 主張の補充

上記2のうち、「財産」であることについて、以下のとおり主張を補充する。

（1）「ダム使用権設定予定者の地位」について

「ダム使用権設定予定者」は、下記ア～エのとおり、特ダム法に基づき、ダム建設が完了した段階で、「ダム使用権」を確実に確保する法的地位にある者であり、「ダム使用設定予定者の地位」は、物件とみなされる「ダム使用権」（同

法 20 条) と、実質的に同等の権利としての性質を有する。

ア ダム使用権設定予定者の地位によるダム使用権の確保

「ダム使用権設定予定者」となるためには、実体的にダム使用権の設定要件(特ダム法 15 条 2 項)に適合していなければならない(同法 5 条)。

そして、国土交通大臣は、ダム建設を完了したときは、直ちにダム使用権の設定予定者にダム使用権を設定するよう義務づけられている(同法 17 条)。

したがって、ダム使用権設定予定者は、同法 15 条 2 項の要件を充足する限り、将来、ダム建設が完了しさえすれば、ダム使用権の設定を受ける排他的権利を確保していることとなる。

なお、ダム使用権とは、「多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利」であり(同法 2 条 2 項)、物権とみなされ、特ダム法に別段の定めがない限り、不動産に関する規定が準用される(同法 20 条)。

イ 使用権設定前に流水を使用する権利がある

「ダム使用権設定予定者」は、ダム使用権設定前であっても、国土交通大臣の許可を受けて、「多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。」とされており(同法 13 条)、既に「ダム使用権」を一部行使できる地位にある。

ウ ダム建設費用の負担義務

また、「ダム使用権設定予定者」は、ダム建設費用のうち、所定の負担金納付義務を負う(同法 7 条)。

なお、ダム使用権者は、ダムの維持、修繕その他の管理費用のうち、所定の負担金支払義務を負う(同法 33 条)。

エ 公示等

国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときには、その建設に関

する基本計画を作成する義務があり、その基本計画には、「ダム使用权設定予定者」を定めなければならない、かかる基本計画は公示され、各ダム使用权設定予定者に通知されなければならない(同法4条1項、2項5号、5項)。

なお、ダム使用权自体は、ダム使用权登録簿に登録され、かかる登録は、登記に代わるものとされている(同法26条1項、2項)。

(2) 被告東京都における「ダム使用权設定予定者の地位」の財産としての扱いについて

ア 建設負担金は資産に計上

被告東京都は、ハツ場ダムの「ダム使用权設定予定者の地位」に基づき、これまでにハツ場ダムの建設費用負担金を支出してきているところ、既に支払った建設費用負担金は、被告東京都水道局長が、毎年度、作成する「東京都水道事業貸借対照表」中の、「資産の部 固定資産 1 有形固定資産」中の、「(9) 建設仮勘定」に計上されている(添付の平成17年度東京都水道事業貸借対照表のとおり。)

イ ダム完成後に、ダム使用权として他の資産項目に振り替えられる

そして、ハツ場ダムが完成した場合には、「建設仮勘定」に計上されていた上記建設負担金は、同じ「資産の部 固定資産」の中の「2 無形固定資産」中の、「(2) ダム使用权」という資産項目に振り替えられる(添付の前記同表のとおり。)

なお、平成17年度末において、都が固定資産として保有管理している「ダム使用权」は、矢木沢ダム使用权、下久保ダム使用权などである。

ウ 以上のとおり、「ダム使用权設定予定者の地位」に基づき既に支出された建設費用負担金について、被告東京都が固定資産としての扱いをしているのは、「ダム使用权設定予定者の地位」の實質は、ダム完成後に設定されるダム使用权と同等の財産的価値があるからであり、まさに、東京都にとっての「財産」の1つとして管理する必要があるからである。

(3)「ダム使用权設定予定者の地位」が地方自治法上の財産であることについて

ア 地方自治法238条1項4号該当の財産である

以上のとおり、「ダム使用权設定予定者の地位」は、実質的には「ダム使用权」と同等の権利であると評価でき、また、被告都が、この地位を財産として扱っているという実態からしても、地方自治法238条1項4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」のうち、「これらに準ずる権利」に該当するといえる。

すなわち、「地上権」「地役権」は、民法上の物権であり(民法265条、280条)、鉱業権は鉱業法に基づき経済産業局長の許可を受けて設定される権利であって(鉱業法5条、21条)、いずれも法定された、対象物に対する使用収益権能を内容とする物権である。

特に、鉱業権の性質は、物権とみなされ、鉱業法に別段の定めがない限り、不動産に関する規定が準用され(鉱業法12条)、鉱業権は、鉱業原簿に登録され、かかる登録は、登記に代わるものとされている(同法59条1項、2項)など、法的には、ダム使用权と全く同様の性質の権利とされている。

そして、「ダム使用权設定予定者の地位」は、上記のとおり、法定されたダム使用权(ダムに貯留された流水の一定量を確保する権利)と全く同一ではないとしても、同等の権利と評価できるから、まさに、「地上権、地役権、鉱業権その他」の「これらに準ずる権利」に該当すると評価されるのである。

イ 地方自治法238条1項7号「出資による権利」にも該当する

また、既に原告らの17年4月20日付け準備書面(1)で主張したとおり、ダム使用权設定申請の取下げもしくは負担金不納付等の理由で設定申請が却下された場合には、納付済の負担金は還付される(特ダム法12条)という関係にあるので、ダム使用权設定予定者の地位は、出資による権利(地方自治法238条1項7号)にも該当する。

以上